

5

行政法規

令和4年 問題5

A

国土利用計画法（以下この問において「法」という。）に関する次のイからホまでの記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。

- イ Aは、自らが所有する都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域に所在する甲土地（7,000平方メートル）をBに贈与した。この場合、Bは法第23条第1項の規定による届出（以下この問において「事後届出」という。）は不要である。
- ロ Cは、一団の土地として、都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域に所在するD所有の乙土地（1,500平方メートル）とE所有の丙土地（1,000平方メートル）を購入した。この場合、Cは事後届出をする。
- ハ 都道府県知事は、事後届出に係る土地に関する権利の移転後における土地の利用目的に従った土地利用が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合せず、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することができる。
- ニ 都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が急激に上昇し、又は上昇するおそれがあり、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保が困難となるおそれがあると認められる区域を注視区域として指定することができ、注視区域の指定の期間は、公告があった日から起算して10年以内で定めるものとする。
- ホ 法第32条の規定により遊休土地を買い取った地方公共団体等は、土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に従って当該土地の有効かつ適切な利用を図らなければならない。
- (1) イとハ
(2) イとニ
(3) ロとニ
(4) ロとホ
(5) ハとホ

| | | | |
|---|------|---------|-----|
| 5 | 行政法規 | 国土利用計画法 | (3) |
|---|------|---------|-----|

イ ○

土地売買等の契約を締結した場合には、当事者のうち当該土地売買等の契約により土地に関する権利の移転又は設定を受けることとなる者は、その契約を締結した日から起算して2週間以内に、当該土地が所在する市町村の長を経由して、都道府県知事に届け出なければならない（国土利用計画法23条参照）が、本問の贈与は土地売買等の契約に該当しないから不要である。

□ ×

市街化調整区域内の土地売買等の契約の締結については、その面積が5,000m²以上の場合に、権利取得者は事後届出をしなければならない（同法23条2項1号）。本問の土地は合計すると2,500m²であるから、事後届出は不要である。

ハ ○

都道府県知事は、事後届出があった場合において、その届出に係る土地に関する権利の移転又は設定後における土地の利用目的に従つた土地利用が土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に適合せず、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認めるときは、土地利用審査会の意見を聴いて、その届出をした者に対し、その届出に係る土地の利用目的について必要な変更をすべきことを勧告することができる（同法24条1項参照）。

ニ ×

都道府県知事は、当該都道府県の区域のうち、地価が一定の期間内に社会的経済的事情の変動に照らして相当な程度を超えて上昇し、又は上昇するおそれがあるものとして国土交通大臣が定める基準に該当し、これによって適正かつ合理的な土地利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる区域を、公告があった日から起算して5年以内の期間を定めて、注視区域として指定することができる（同法27条の3第1項、第3項、12条2項参照）。

ホ ○

遊休土地の買取りの協議の規定により、遊休土地を買い取った地方公共団体等は、土地利用基本計画その他の土地利用に関する計画に従つて当該土地の有効かつ適切な利用を図らなければならない（同法34条参照）。

以上より、口とニが誤っており、正解は(3)である。